

豊田市住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市（以下「市」という。）が行う居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給、並びに、豊田市すこやか住宅リフォーム助成金（以下「すこやか助成金」という。）の交付に関し、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）の利用者負担について、経済的な負担を軽減するために、当該要介護被保険者等に支給及び交付されるべき住宅改修費及びすこやか助成金の受領を、住宅改修を行う事業者（以下「事業者」という。）へ委任すること（以下「受領委任」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 住宅改修費等に対する受領委任

(事業者の新規登録)

第2条 要介護被保険者等からの受領委任を受けようとする事業者は、その実施についてあらかじめ、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録を適当と認めるときは、2年以内の有効期限を付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知しなければならない。

3 前項の登録の決定通知を受けた事業者は、協定書（様式第3号）により市長と協定を締結しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、登録の決定を通知したものが次のいずれかに該当するときは、登録の決定をしないことができる。

(1) 過去1年以内に市で住宅改修費等の支給対象工事及びすこやか助成金の助成対象工事を10件以上完了していないとき。

(2) 住宅改修費等の支給対象工事内容及びすこやか助成金助成対象工事内容について、十分な知識がないと認められるとき。

(3) 改修費用が適正な価格で行えないと認められるとき。

(4) 支給に係る申請を代理で行う場合、申請手続に係る留意事項を遵守できないと認められるとき。

(5) 豊田市補助金等交付規則第5条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(受領委任)

第3条 前条により協定を締結した事業者（以下「登録事業者」という。）は、有効期限の範囲内で要介護被保険者等に住宅改修費等を支給すべき限度において、要介護被保険

者等に代わり、住宅改修費等の受領をすることができるものとする。

（事業者の更新）

第4条 登録事業者の有効期限の更新については、有効期限前に市が指定する講習の受講をもって更新したものとみなし、市長は、講習受講後に、2年以内の有効期限を付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知しなければならない。

2 市長は、登録事業者が有効期限前に前項の講習を受講しなかったときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録決定通知書（様式第2号）により、承認しない理由を付し、登録事業者に通知しなければならない。

（事業者の変更）

第5条 登録事業者の登録内容の変更については、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任に関する届（様式第4号）を遅滞なく市長に提出する。

（事業者の廃止）

第6条 登録事業者の廃止については、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任に関する届（様式第4号）を遅滞なく市長に提出する。

（登録事業者の取消し）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取り消さなければならない。

（1）第2条第3項に規定する協定を締結しないとき。

（2）事業者の登録又は支給等に関する申請について不正な行為があったとき。

（3）第2条第4項第2号から第5号のいずれかに該当したとき。

（4）その他受領委任等の運用を不相当と認めたとき。

（自己負担）

第8条 住宅改修費等の支給を受領委任により受給する要介護被保険者等は、住宅改修及び介護予防住宅改修に要する費用（保険給付の対象となる部分に限る。）の100分の10（ただし、介護保険法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者及び同法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者については100分の20、同法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者及び同法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者については100分の30）を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときには、切り上げるものとする。

（手続）

第9条 要介護被保険者等は、受領委任により住宅改修費等の支給を申請するときは、介護保険法施行規則第75条及び第94条の規定に基づき、住宅改修が施工される前に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金交付申請書（受領委任用）（様式第5号）に住宅改修が必要な理由書及び改修費用の

見積書、改修前の日付入り写真、図面等（以下「施行前提出書類」という。）を添えて市長に提出し、確認を受けなければならない。

- 2 要介護被保険者等は、前項による確認を受けた内容に沿って住宅改修を施工した後、介護保険法施行規則第75条及び第94条の規定に基づき、施行前提出書類、改修費用の領収書、改修費用の請求書、改修後の日付入り写真、図面等に、要介護被保険者等からの受領委任の申出に同意した事業者が作成した介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金計算書（様式第6号）を添付して、市長に提出しなければならない。

（支給決定）

- 第10条 市長は、前条の申請があったときは、遅滞なく支給の可否を決定し、支給を決定した場合には、住宅改修費等を事業者に支払うものとし、不支給の場合にはその旨通知する。

（支給の制限）

- 第11条 市長は、要介護被保険者等が法第21条第1項に規定する交通事故その他の第三者の行為により保険給付を受けたとき、その他市長が住宅改修費等の支払が適当でないと認めたときには、これを支給しないことができる。

（不正受給）

- 第12条 市長は、受領委任の方法によって、不正に住宅改修費等を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を事業者から返還させるものとする。

第3章 すこやか助成金に対する受領委任

（事業者の新規登録）

- 第13条 要介護被保険者等からの受領委任を受けようとする事業者は、その実施についてあらかじめ、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録を適当と認めたときは、2年以内の有効期限を付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知しなければならない。

- 3 前項の登録の決定通知を受けた事業者は、協定書（様式第3号）により市長と協定を締結しなければならない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、市長は、登録の決定を通知したものが次のいずれかに該当するときは、登録の決定をしないことができる。

（1）過去1年以内に市で住宅改修費等の支給対象工事及びすこやか助成金の助成対象工事を10件以上完了していないとき。

（2）住宅改修費等の支給対象工事内容及びすこやか助成金の助成対象工事内容について、十分な知識がないと認められるとき。

（3）改修費用が適正な価格で行えないと認められるとき。

(4) 交付に係る申請を代理で行う場合、申請手続に係る留意事項を遵守できないと認められるとき。

(5) 豊田市補助金等交付規則第5条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(受領委任)

第14条 前条により協定を締結した事業者（以下「すこやか登録事業者」という。）は、有効期限の範囲内で要介護被保険者等にすこやか助成金を交付すべき限度において、要介護被保険者等に代わり、すこやか助成金の受領をすることができるものとする。

(事業者の更新)

第15条 すこやか登録事業者の有効期限の更新については、有効期限前に市が指定する講習の受講をもって更新したものとみなし、市長は、講習受講後に、2年以内の有効期限を付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知しなければならない。

2 市長は、すこやか登録事業者が有効期限前に前項の講習を受講しなかったときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任登録決定通知書（様式第2号）により、承認しない理由を付し、すこやか登録事業者に通知しなければならない。

(事業者の変更)

第16条 すこやか登録事業者の登録内容の変更については、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任に関する届（様式第4号）を遅滞なく市長に提出する。

(事業者の廃止)

第17条 すこやか登録事業者の廃止については、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任に関する届（様式第4号）を遅滞なく市長に提出する。

(登録事業者の取消し)

第18条 市長は、すこやか登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取り消さなければならない。

(1) 第13条第3項に規定する協定を締結しないとき。

(2) 事業者の登録又は交付等に関する申請について不正な行為があったとき。

(3) 第13条第4項第2号から第5号のいずれかに該当したとき。

(4) その他受領委任等の運用を不相当と認めたとき。

(自己負担)

第19条 すこやか助成金の交付を受領委任により受給する要介護被保険者等は、すこやか助成金に要する費用（すこやか助成金の交付の対象となる部分に限る。）の100分の10を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときには、切り上げるものとする。

(手続)

第20条 要介護被保険者等は、受領委任によりすこやか助成金の交付を申請するときは、豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業要綱第6条の規定に基づき、住宅改修が施工される前に、施行前提出書類を市長に提出し、確認を受けなければならない。

2 要介護被保険者等は、前項による確認を受けた内容に沿って住宅改修を施工した後、豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業要綱第6条の規定に基づき、施行前提出書類、改修費用の領収書、改修費用の請求書、改修後の日付入り写真、図面等に、要介護被保険者等からの受領委任の申出に同意した事業者が作成した介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金計算書(様式第6号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第21条 市長は、前条の申請があったときは、遅滞なく交付の可否を決定し、交付を決定した場合には、すこやか助成金を事業者に支払うものとし、交付しないと決定した場合にはその旨通知する。

(交付の制限)

第22条 市長は、すこやか助成金の支払が適当でないと認めたときには、これを交付しないことができる。

(不正受給)

第23条 市長は、受領委任の方法によって、不正にすこやか助成金を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を事業者から返還させるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊田市住宅改修費及び豊田市すこやか住宅リフォーム助成金受領委任実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、施行日以後に締結する受領委任

について適用し、施行日前に締結した受領委任については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新要綱の規定に基づく申請書の作成その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。